

聖泉大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、聖泉大学研究倫理規程第16条第5項に基づき、聖泉大学（以下「本学」という。）における研究倫理教育、研究費により行われる研究活動上の不正行為（以下「不正行為」という。）の防止及び不正行為が発生した場合の措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意により行われたものではないことが根拠をもって明らかにされた場合、新たな研究成果により従来の仮設や研究成果が否定された場合、及び科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合等は不正行為には当たらないものとする。また、不正行為のうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん又は盗用を「特定不正行為」という。

- (1) 捏 造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗 用 他の研究者のデータ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 不適切なオーサiership 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を掲げ又は著者としての資格を有する者を除外する行為
- (5) 不適切な投稿又は出版 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為
- (6) その他、研究の実施または研究費の使用にあたり法令及び関係規則に違反する行為

(不正防止計画推進部署)

第3条 本学において、本学全体の観点から不正を発生させる要因に対応する不正防止計画を策定・推進する部署として、不正防止計画推進部署を置く。

- 2 不正防止計画推進部署は、本学不正防止委員会（以下「不正防止委員会」という。）をもって充て、不正防止委員会の運営については、別に定める。

(不正行為に関する相談室の設置)

第4条 第7条の規定による申立てに対応するため、不正行為に関する相談室を学長の権限のもとで事務局内に設置する。

- 2 前項に定める相談室は法人総務部に置き、その窓口は総務部長、総務課長および総合企画課長とする。

(研究費の使用に関する相談窓口)

第5条 研究費の使用に関する研究代表者等からの事務手続きに関する相談窓口を法人総合企画課に置く。

- 2 不正申立て等の制度を機能させるため、取引業者等の外部者に対しては、相談窓口及び申立て等の窓口の仕組み（連絡先、方法、申立者の保護を含む手続き等）について、ホームページ等で公表する。

（不正行為申立窓口）

第6条 研究活動の不正に係る申立て、情報提供者等に対応するため、法人総務部に不正行為申立窓口を置く。

- 2 窓口は、申立者及び情報提供者等の人権・個人情報等を保護しなければならない。
- 3 窓口の職員は、申立て、情報提供等に関し自己との利害関係を有する事案に関与してはならない。

（不正行為に関する申立て）

第7条 第2条に定める不正行為が行われ、または恐れがあると疑われる場合は、何人も学長に申立てを行うことができるものとする。

- 2 前項の申立ては、別途定める申立書に必要事項を記入し窓口に提出することにより行うものとする。なお、悪意に基づく申立てを防止するため、受け付ける申立ては顕名によるものを原則とし、申立者はその後の手続き等における秘匿を希望することができるものとする。
- 3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生日から起算して、5年以内に行わなければならない。また、不正行為の態様、事案の内容及び不正とする科学的な合理性のある理由を提示しなければならない。
- 4 第1項の申立てがあった場合には、窓口は速やかにその内容を学長及び不正防止委員会委員長に報告しなければならない。前条第1項の情報提供があったときも同様とする。
- 5 第2項の申立書の提出方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面談等任意の方法とする。
- 6 報道機関等に対し、又はインターネットにより、その他本学へ直接申立てを行う以外の方法で不正行為の疑いが指摘され、それを確認した場合、本学で申立てがあった場合に準じた措置を行うものとする。
- 7 申立ての意思を明示しない相談については、その内容に応じ、申立てに準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して申立ての意思があるか否か確認するものとする。
- 8 書面による申立てなど、受付窓口が受け付けたか否かを申立者が知り得ない方法による申立てがなされた場合は、申立者（匿名の申立者を除く。ただし、調査結果が出る前に申立者の氏名が判明した後は顕名による申立者として取り扱う。以下本規程において同じ。）に、申立てを受け付けたか否かについて通知するものとする。
- 9 他にも調査を行う研究・配分機関等が想定される場合は、該当する研究・配分機関等に対し当該申立てについて通知するものとする。
- 10 申立てを受付けたときは、その申立者、申立対象者、申立内容及び調査内容について、調査結果の公表まで申立者又は申立対象者の意に反して調査関係者以外に漏えいしな

いよう、関係者の機密保持を徹底するものとする。

- 11 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという申立て・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、申立て・相談の対象者に警告を行うものとする。ただし、申立て・相談の対象者が本学の所属でないときは、当該対象者の所属する研究機関に事案を回付するものとする。

(予備調査の実施)

- 第8条 学長は、前条の規定により申立てを受け付け、受理した場合は、速やかに不正防止委員会に対し、申立内容の合理性、調査可能性等、事案について必要な調査（以下「予備調査」という。）及び適切な対応に当たらせるものとする。ただし、事案により予備調査の必要がないと判断した場合はこの限りでない。
- 2 予備調査は、原則として申立て受理の日から30日以内に終了し、その結果を学長に報告するものとする。

(本調査の実施)

- 第9条 学長は、前条の規定による予備調査の結果に基づき、本調査の実施をすべきか否かを決定するものとする。
- 2 前項の場合において、学長は、本調査の実施を決定したときは、速やかに不正防止委員会のもとに調査専門委員会（以下「調査専門委員会」という。）を設置し、申立てについての調査を行うこととし、その旨を、申立者及び不正行為の疑義がある者（以下「被申立者」という。）に対し通知するものとする。
- 3 調査専門委員会の委員は、本学及び申立者、被申立者と直接利害関係を有しない者とし、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 不正防止委員会委員長
 - (2) 被申立者が所属する部局等から選出された者 1名以上
 - (3) 学外有識者 若干名
- 4 前項第3号の委員の数は調査専門委員会の委員の半数以上でなければならない。
- 5 第3項第2号及び第3号の委員は学長が委嘱する。
- 6 本調査は、調査実施の決定後30日以内に開始するものとする。

(配分機関への報告及び協力)

- 第10条 本学は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関及び文部科学省に報告する。
- 2 申立て等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び文部科学省に提出する。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。また、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。
- 4 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は

閲覧、現地調査に応じる。

(調査専門委員会に対する異議申立て)

第 11 条 学長は、第 9 条第 2 項の規定に基づき開催される調査専門委員会を申立者及び被申立者に通知するものとする。

2 調査専門委員会の委員の構成に対し異議がある申立者及び被申立者は、通知を受けた日から 10 日以内に学長に異議申立てをすることができる。

3 前項の規定に基づき、異議申立てがあった場合において、学長は申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を調査専門委員会の審議から除外するとともに、その旨を申立者及び被申立者に通知するものとする。

(調査時の措置)

第 12 条 学長は、第 8 条に規定する予備調査を実施するために必要と認めるときは、申立者、被申立者その他関係者に対し、次の各号に定める措置を要請することができる。

- (1) 事実関係の聴取
- (2) 関係資料等の提出
- (3) 研究費使用の一時停止
- (4) その他必要な措置

(調査への協力等)

第 13 条 申立者、被申立者その他関係者は、予備調査及び本調査に誠実に協力しなければならない。

2 学長は、前項の規定により調査に協力した者（以下「調査協力者」という。）に対し、情報提供を理由とする不利益な取扱いを受けることのないよう、必要な措置をとるものとする。

(被申立者からの意見聴取)

第 14 条 調査専門委員会は、不正行為の調査を実施し、被申立者からの意見聴取を行わなければならない。

(申立者及び被申立者の保護)

第 15 条 学長は、調査協力者が、申立内容及び調査内容について、調査結果の公表までに申立者及び被申立者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう徹底するものとする。

2 本学は、悪意に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てたことを理由に申立者に対し、解雇、停職、減給その他不利益な取扱いを行わないものとする。

3 本学は、相当な理由なしに、単に申立てがなされたことのみをもって、被申立者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、停職、減給その他不利益な取扱いを行わないものとする。

(不正行為の認定)

第 16 条 調査専門委員会は、第 14 条に規定する意見聴取において被申立者が行う説明を受けるとともに、物的・科学的証拠、証言、被申立者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を行うものとする。なお、被申立者の自認を唯一の証拠として不正行為としてはならない。

- 2 不正行為に関する証拠が提出された場合には、被申立者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定する。また、被申立者が第 12 条第 2 号に示される関係資料等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠が示せないときも同様とする。ただし、被申立者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。
- 3 不正防止委員会は、この結果を受けて、不正行為かどうかの認定を行い、その結果を速やかに申立者及び被申立者に通知するものとする。
- 4 前項の認定は、原則として本調査を開始した日から起算して 150 日以内に行うものとする。
- 5 前項に掲げる期間につき、原則 150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

(認定に対する不服申立て)

第 17 条 前条の判定に基づき、特定不正行為と認定された申立対象者及び申立てが悪意に基づくものと認定された申立者は、書面又は口頭による不服申立てをすることができる。なお、申立てできる期間は判定結果の通知を受けた日から 20 日以内とする。

- 2 不服申立ての審査は、当該調査を行った委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、委員を交代若しくは追加し、又は当該委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 3 特定不正行為の認定に係る不服申立てについては、その趣旨、理由等を勘案し、再調査の有無を速やかに決定するものとする。なお、不服申立てに理由がないことが明らかな場合は、直ちにその旨を学長及び関係部署に報告し、申立対象者に通知するものとする。
- 4 特定不正行為の認定に係る不服申立てについて、再調査を決定した場合は、申立対象者に対して、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査に協力することを求めることができる。なお、申立対象者が協力を行わないときは、再調査を行わず申立対象者への通知をもって、審査を打ち切ることができる。
- 5 申立対象者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、申立者に通知するものとし、必要に応じてその事案に係る研究・配分機関及び文部科学省に併せて報告するものとする。また、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様と

する。

- 6 特定不正行為の認定に係る不服申立てについて再調査を開始した場合は、調査開始日から50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を申立対象者、申立対象者が所属する機関等及び申立者に通知するとともに、その事案に係る研究・配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 7 悪意に基づく申立てと認定された申立者からの不服申立てがあった場合は、申立者が所属する機関及び申立対象者に通知するとともに、必要に応じてその事案に係る研究・配分機関及び文部科学省に報告する。
- 8 悪意に基づく申立てと認定された申立者からの不服申立てについては、30日以内に再調査を行い、その結果を申立者、申立者が所属する機関等及び申立対象者に通知するとともに、その事案に係る研究・配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(再調査に関する事項)

- 第18条 不正防止委員会が、再調査を行う決定を行った場合には、被申立者は、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力するものとする。
- 2 被申立者から前項に規定する協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができるものとする。

(不正行為が認定された場合の措置)

- 第19条 学長は、不正防止委員会が、被申立者の不正行為について事実であると認定したときは、この事実について公表し、直ちに当該研究費の使用を中止し、速やかに資金配分機関に報告するものとする。
- 2 前項により公表する内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順を含むものとする。
 - 3 不正行為を行った者及び不正行為に協力したと認定された者の処遇については、不正防止委員会の意見をもとに理事長が学園就業規則の定めるところにより行うものとする。

(不正行為が認定されなかった場合の措置)

- 第20条 学長は、不正防止委員会が、被申立者の不正行為について事実であると認定しなかった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。

(悪意に基づく申立ての認定)

- 第21条 学長は、不正行為が認定されなかった場合において、申立者が悪意に基づく申立てをしていたと認定したときは、申立者の所属及び氏名を公表するものとする。
- 2 悪意に基づく申立てと認定した者の処遇については、第19条第3項に準じるものとする。

(被申立者の名誉回復)

第 22 条 学長は、不正行為が認定されなかった場合は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知し、被申立者の名誉を回復するため、及び不利益が生じないために必要かつ十分な措置をとるものとする。

(取引業者に対する措置)

第 23 条 本学は、公的研究費の不正使用に関与した取引業者については、必要に応じて取引停止等の措置を講じる。

(内部監査)

第 24 条 最高管理責任者は、本学における研究活動上の不正行為の防止に関して、経理的な側面及び業務の有効性、効率性といった観点から内部監査を実施することにより、モニタリングを徹底する。

2 前項の内部監査に関し、必要な事項は別に定める。

(委任)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為に関する取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第 26 条 この規程の改廃は、教育研究評議会の審議を経て学長が行う。

附則

この規程は、平成 19 年 11 月 6 日から施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

附則

この規程は、令和 4 年 9 月 6 日から施行する